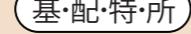


年末調整個別相談会

令和7年度の税制改正に伴い、例年以上に混雑が予想されます。
早目に予約をして、年内の相談会へお越しください。

◎給与の支払いがあれば、源泉所得税額が無い場合でも
税務署へ納付書の提出が必要となります。

✓ 年末調整個別相談会に必ずご持参ください

- ・令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿
- ・令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 
- ・令和7年分給与所得者の保険料控除申告書 
- ・令和7年分給与所得者の基礎控除申告書兼
給与所得者の配偶者控除等申告書兼
給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書 
- ・納付書(オレンジで印刷された税務署発行のもの)
※青色申告会に納付書はありませんのでご注意ください
- ・令和7年中に納付済の源泉所得税領収証書
- ・事業主、従業員(専従者含む)、扶養親族等の
マイナンバー(個人番号)がわかるもの 
- ・令和6年分源泉徴収簿(前年分控)
- ・給与支払報告書(総括表)
(市役所・役場から送付されたものをご持参ください)
- ・事業主さんの銀行口座がわかるものと銀行届出印 
- ・「申請・届出書関係綴」(青いクリアファイル)

✓ 該当するものがあれば、下記の資料等もあわせてご持参ください

- ・従業員の前職の源泉徴収票(中途就職の場合)
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・小規模企業共済控除証明書
- ・国民年金保険料、国民年金基金支払証明書 ※必ず証明書をご持参ください。
- ・国民健康保険料、介護保険料の支払額がわかるもの

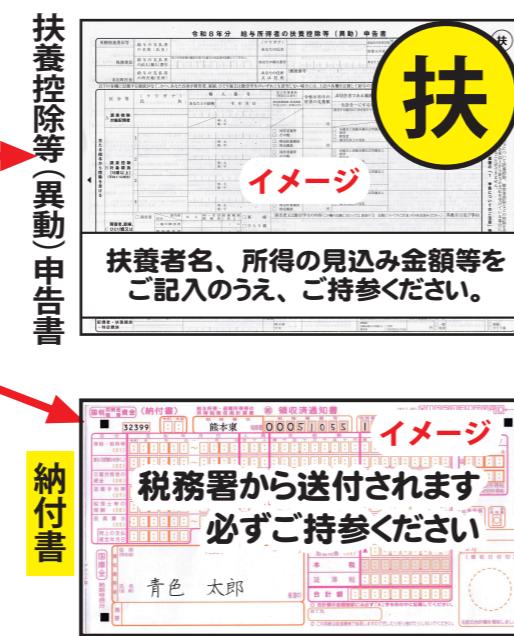
◎11月頃に、国税局・税務署から届いた
年末調整関係書類等 在中 の封筒も
ご相談来所時に必ずご持参ください。

完全予約制です!
381-3135

◎年末調整相談の対象者(専従者、従業員)が2名までの場合は、相談時間を30分以内といたします。

«納期の特例の納付期限»
令和8年1月20日(火)まで

入会キヤノペー、ン実施中!!



書類の記入の仕方がわからない時は…?



国税庁ホームページの
『年末調整が
よくわかるページ』
をご覧ください。

年末調整がよくわかる 
同封の小冊子「BLUE RETURN」8ページもご覧ください。

令和7年度税制改正

**所得税の
基礎控除の見直し等**

12月の相談会は
26日(金)まで

ご予約は、お早目に!
096-381-3135



月	火	水	木	金	土
12月	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26

会 場 青色会館3階相談室
予約時間

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 9:00 ~ | ④ 13:00 ~ |
| ② 10:00 ~ | ⑤ 14:00 ~ |
| ③ 11:00 ~ | ⑥ 15:00 ~ |
| 土曜日は午前中のみ | |
| ⑦ 16:00 ~ | |

※12/19(金)は、職員研修のため午後から閉館させていただきます。

予約制 決算準備個別相談会



- ※決算申告相談期(1~3月)の相談は、**1会員様1回**で時間が限られています。ご協力をお願いします。
- ◆決算申告に向けて記帳・入力内容に不安がある方は、事前チェックにお越しください!
 - ◆事業用資産の取得(10万円以上)や変更等があった場合は、減価償却資産の追加登録が必要となります。領収書等の取得金額のわかるものを必ずご持参ください。
 - ◆現在記帳されている帳簿、ブルーリターンはノートパソコンならびにUSBをご持参ください。
令和5年・6年分の決算申告書の控えも必ずご持参ください。

令和7年分の決算確定申告をスムーズに行うための事前準備として、

控除入力会を開催します!

※下記のうち、該当する控除証明書をご持参ください。

- | | | |
|---|---------------|-----------------|
| □生命保険料控除証明書 | □個人年金保険料控除証明書 | □地震保険料控除証明書 |
| □国民年金保険料控除証明書 | □国民年金基金控除証明書 | □小規模企業共済掛金払込証明書 |
| □寄付金控除に関する証明書(ふるさと納税の受領書など) | | |
| □給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書ならびに住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 | | |

不動産(土地・建物)の売却

ご自宅や事業用物件などを売却した場合には、決算書とは別に、**計算明細書**の作成が必要となります。事前に、税務署等でご相談のうえ、計算明細書を作成してから、1~3月の決算申告相談会にご持参ください。

※青色申告会では、土地・建物等の売却がある場合、所得税の申告書の作成はできません。

株式等の譲渡損失の繰越し

特定口座(源泉徴収あり)の取引については原則申告不要ですが、損失を翌年に繰越し場合や前年から繰越しした損失を控除する場合、または、特定口座以外の取引の場合には、決算書とは別に、**計算明細書等**の作成が必要となります。事前に、税理士無料個別相談会や税務署等でご相談のうえ、計算明細書等を決算申告相談会に必ずご持参ください。

※決算申告相談と同時に、「計算明細書・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越し控除の申告書付表」等の作成はできません。